

『久能寺経』の制作年・制作動機について

山口 希世美

〔抄録〕

『久能寺経』とは、駿河国の久能寺（現・鉄舟寺）に伝来してきた『法華経』及び開結経の通称である。現存が周知されていない「寿量品」を除き、所蔵者ごとに国宝や重要文化財に指定されているが、制作年・制作動機の定説がない。別稿「平安時代の「結縁経」において、制作動機の二大説になっている鳥羽院及び待賢門院の出家逆修の際の制作とする説を否定した。本論では、

奥書の人物名の検討を行い、『久能寺経』が永治元年（一一四二）制作の「結縁経」であること、結縁者達の関係から『久能寺経』が故白河院の十三年御忌の「結縁経」であることを述べる。

キーワード 久能寺経、結縁経、『法華経』、院政期、待賢門院

はじめに

『久能寺経』とは、駿河国の久能寺（現・鉄舟寺）に伝来してきた『法華経』及び開結経の通称である。^① 鉄舟寺蔵十七軸、東京国立博物館蔵三軸、武藤家旧蔵四軸、^② 三井家旧蔵一軸、合計廿五軸が現存する。^③ 現存が周知されていない「寿量品」を除き、所蔵者ごとに国宝や重要文化財に指定されている。それら経・品名と奥書を【表1】にまとめた。

国宝・重要文化財で研究が多いにもかかわらず、『久能寺経』には制作年・制作動機の定説がない。

『久能寺経』は、箱に「一院」と記された「寿量品」を除き、^④ 全てに結縁者と思われる人物名の奥書があるため、『結縁経』^⑤ と言われている。その奥書をもとに、制作年の推定が江戸時代から行われている。^⑥ 明治末～大正前期頃には和田英松により永治元年（一一四二）三月十日の鳥羽院出家逆修の際の《結縁経》との説が出、^⑦ その後、平成元年（一九八九）に小松茂美により康治元年（一一四二）二月の待賢門院

【表1】『久能寺経』各軸と奥書

巻	品	奥書	※[]は尻付
一	一	序品	
	二	方便品	左衛門尉季頼
二	三	譬喩品	待賢門院
	四	信解品	民部大夫為季
三	五	菓草喩品	右衛門尉資経
	六	授記品	待賢門院女房越後殿
	七	化城喩品	待賢門院女房別当殿
四	八	五百弟子品	
	九	人記品	内蔵頭忠能
	十	法師品	大皇太后宮女房大夫殿
五	十一	宝塔品	左衛門権佐室
	十二	提婆品	女御殿
	十三	勸持品	待賢門院女房亮殿
	十四	安樂行品	待賢門院女房中納言殿
六	十五	涌出品	女御殿女房伯耆殿[安房守親□]
	十六	寿量品	一院《奥書なし・箱に記載》
	十七	分別功德品	
	十八	随喜功德品	故入道右府之尼姫君
	十九	法師功德品	
七	廿	不軽品	弁阿闍梨心覚
	廿一	神力品	左大弁姫君
	廿二	嘱累品	式部大夫為範《貼紙》
	廿三	薬王品	左大弁室
	廿四	妙音品	待賢門院女房越前殿
八	廿五	普門品	法光房弁源
	廿六	陀羅尼品	
	廿七	蔵王品	大皇太后宮女房土左殿
	廿八	勸発品	大皇太后宮 [二條大宮也]
		観普賢経	前日向守通憲[小納言入道信西]

※「舟」鉄舟寺蔵、「武」武藤家旧蔵、「東」東京国立博物館蔵、「三」三井家旧蔵

出家逆修の際の《結縁経》とする説が出て⁹、現在ではこの二説が大半を占め、この二説を基本として藤原俊成や西行と絡めた発展説が出ている。

しかし、逆修供養の際にその被供養者が参加している「結縁経」の例がないことと、鳥羽院や待賢門院の出家の際の日記類には「結縁経」が確認できないことから、『久能寺経』は鳥羽院又は待賢門院の出家逆修の際の「結縁経」ではない¹⁰。

そこで、平安時代の史料に見える「結縁経」を検討したところ、辞書や先行研究で用いられる《結縁経》の概念と異なっていた。《結縁

経》は、『法華経』に限っておらず、結縁者自身が仏縁を結ぶ行為となっている（『平安時代史事典』『日本国語大辞典』ほか）。一方、平安時代の「結縁経」は、①『法華経』又は『法華経』と具経のセットに限られ、②被供養者のために結縁者達による写経が行なわれ（結縁者達は、被供養者の血縁者や彼らと主従関係にある者が多い）、③被供養者は結縁者として「結縁経」という行為には参加しておらず、④結縁者は一人一軸を分担書写している。

『久能寺経』の制作動機を明らかにする日記や願文は残っていない。そのため、「結縁経」である可能性を探ることになる。『久能寺経』は、『法華経』及び開結経であり、①の条件をクリアしている。奥書や経文の異なる書風から、一人一軸を担当して書写されており④もクリアしている。②もクリアしていれば、「結縁経」である可能性は高くなるが、それをクリアしているか否かは結縁者達の間を明らかにする必要がある。その関係が明らかになれば、被供養者の特定も容易になり、おのずと動機も明らかになるだろう。

本論では、奥書の人物名の検討を行い、『久能寺経』が永治元年制作の「結縁経」であること、結縁者達の関係から『久能寺経』が故白河院の十三年御忌の「結縁経」であることを述べる。

一 「結縁経」と類似する経との違い

ここでは、「結縁経」と類似する経との違いを確認しながら、四つの条件以外の部分で、『久能寺経』が「結縁経」である可能性を探りたい。

『法華経』が貴族達に分担書写されるのは、「結縁経」の他に「一日経」がある。「一日経」とは、一日の内に経を多人数で書写し供養すること、『法華経』や『大般若経』等で行われるが、「一日経」を「結縁経」と呼ぶ例はない。「一日経」では紺紙・色紙・白紙等の料紙が、貴族達の邸へ配布・書写されるか、供養場所のそばで経師等により書写される。そのため、全軸同じ料紙が用いられ、書写分担の人に料紙費用の負担は無い。

一方、「結縁経」の制作期間は約一か月で、「莊嚴」「美麗」との感想が書かれている。¹⁴『裝飾経』《莊嚴経》と言われる『久能寺経』各軸の装飾は異なり、ある程度の期間をかけて制作されたことが窺えるため、『久能寺経』は「一日経」より「結縁経」の可能性が高い。

「一日経」「結縁経」以外にも分担書写の例がある（『権記』長保四年九月廿九日・十月廿二日、寛弘八年八月十一日）。しかし、「結縁経」用語の初見である治安元年（一〇二二）九月十日以前の例であり（『小右記』）、また「結縁経」の条件をクリアしていない。

「結縁経」は、被供養者がいることから「願経」の一種である。そのため、『法華経』で単なる「願経」との区別は難しいが、平安時代後期以降の制作であること、被供養者の存在と一人一軸分担書写であ

ることがわかれば「結縁経」の可能性が高い。

「結縁経」が、「一日経」や単なる分担書写と異なる点は、「結縁経」に参加する結縁者に料紙・書写の費用負担があることである。「結縁経」への参加には、費用負担するという自主性が重んじられていたからこそ、血縁者や主従関係にある、被供養者に身近な者が結縁者として参加するのである。『久能寺経』は、各軸料紙の天地高の違いや、¹⁵経文の書風も異なっていることから、結縁者がそれぞれ費用負担して制作したと思われる。このことから、『久能寺経』は「結縁経」の可能性が高い。

二 『久能寺経』の結縁者達—制作年の検討—

『久能寺経』奥書の人物名が結縁者であること、奥書が経制作よりやや後の鎌倉時代初期までに一人の人物によって書き込まれたとすることは定説になっている。

『久能寺経』の制作年を明らかにするには、奥書の人物特定と、その表記の検討が必要である。『久能寺経』の制作年に諸説あるのは、官職等の表記に年代の統一感が無いと考えられているからである。本来にそうなのか、以下で確認していく。また、他の結縁者達との関係も見ていく。

■ 『観普賢経』前日向守通憲 小納言入道信西

「前日向守通憲」と尻付の「小納言入道信西」は、奥書の中で時期の異なる名が併記された唯一の例で、同筆同墨色であることから、¹⁶経

の制作と奥書の時期が異なる。

通憲（一一〇六一―一五九）は、南家藤原氏実兼男で、実兼没後に高階経敏の養子になり、出家の約三ヶ月前に藤原姓に戻している¹⁷。天養元年（一一四四）七月廿二日に出家、翌年二月四日以前に法名を円空から信西に改めている（『台記』）。藤原頼長が、久安三年（一一四七）八月十五日までは「通憲法師」、同年九月十四日・十一月卅日には併記（『台記』）、翌年八月七日以降に「信西」と記すことから（「婚記」、奥書が書かれたのは、信西の法名が周りの人々に周知された久安四年以降だろう。

「前日向守」とは、日向守を退いた散位の者の呼称で、この表記は経制作時の情報と思われる。通憲が「前日向守」と呼ばれる期間は、保延六年（一一四〇）正月の除目から、天養元年正月の任少納言までである（『台記』二月一日）。

通憲は鳥羽院の北面から判官代¹⁸。又、藤原璋子の中宮六位少進から、天治元年（一一二四）十二月一日の待賢門院殿上始で藏人になり、のちに判官代となる²⁰。

■「方便品」左衛門尉季頼

季頼は、藤原季仲男の可能性が指摘されていたが、文徳源氏季範男と指摘され定説になっている²²。季頼（一一二一―一一五一）は鳥羽院近臣で（『台記』天養元年十二月廿六日・久安三年正月六日・久安六年二月廿日）、季範は白河院の北面から鳥羽院・待賢門院の北面（『中右記』大治四年閏七月廿五日）、季範の弟資遠は白河院崩御の際に臥内に候した一人である（『長秋記』大治四年七月七日）。

季頼は、長承三年（一一三四）六月廿二日に右衛門少尉から左衛門尉に転じ、仁平元年（一一五二）正月二日、左衛門少尉のまま卒している（『本朝世紀』）。

■「信解品」民部大夫為季

「民部大夫」とは、民部丞を経て叙爵・従五位下になった散位の者の呼称である。近い年代に為季という人物は、藤原姓（一人）・紀姓・源姓がいる。

藤原為季・定任男。定任は、長久元年（一〇四〇）四月十日に殺害されている（『春記』十一日）。その男ならば他の結縁者達と世代が合わず、すでに指摘されている通り結縁者ではない²³。

藤原為季・足立鋏太郎、ヘレーネ・アルトが指摘する本名が為季の隆頼は、祖父親隆（「宝塔品」結縁者の夫）・父為親（保延年間（一一三五―一一四〇）頃誕生）から世代に無理があり、結縁者ではない。

紀為季・天永二年（一一一一）八月十一日（『長秋記』）と長承三年八月一日（『平安遺文』二三〇四）に右衛門府生と見え、そう簡単に五位になれる人物ではなく、結縁者ではない。

源為季・保延三年正月卅日の除目入眼に「治部少丞源為季」（『中右記』）、康治二年八月十一日に「散位源為季於待賢門院御所之辺頓死（和正法金）剛院」²⁴、「為季者歴弾正忠任民部丞者也」と見える（『本朝世紀』）。結縁者とする高柳光寿に私も同意である²⁶。女院には民部丞の推挙権があること、為季が没した場所から、為季は待賢門院近習であると小松が明らかにしている²⁷。鳥羽院近習説は、管見の限り史料で確認できない。出自は不明である。

■「葉草喩品」右衛門尉資経

長承三年十月廿日、熊野詣の鳥羽院の共の中に、「北面衆右衛門尉資経」と「武者所惟経、男資経」の二人の資経が見える（『長秋記』）。結縁者の可能性が高いのは前者だろう。近い年代に右衛門尉である資経は、藤原姓（三人）・豊原姓・源姓がいる。

藤原資経・足立により南家藤原氏懐尹男が指摘された。²⁹その母は大
中臣輔親（九五四—一〇三八）女と思われ、資経甥正季の母は高階成
順（一〇四〇没）女である。世代が離れており、結縁者ではない。

藤原資経・高柳により指摘された有信（一〇三九—一〇九九）男は、³⁰
藤原宗忠（「随喜功德品」結縁者の父）の母方従兄弟である。しかし
「尊卑分脈」に官位記載が無いことや、兄弟の実光が永治元年に七十
三歳であることから世代的な違和感があり（『公卿補任』）、結縁者と
は別人と考える。

藤原資経・長承元年正月廿六日の除目下名に右衛門「少尉藤資経」
と見える（『中右記』）。もし前記有信男ならば、父の地位から考えて
右衛門尉任官は二十歳頃と思われるが、有信が亡くなって三十三年た
っており、この資経は有信男とは別人で、出自は不明である。

豊原資経・仁平元年八月十日に「検非違使」「右衛門尉豊原資経」
と見え（『春日詣記』『台記』）、頼長の到着を鳥羽院に伝えている。

源資経・仁平二年正月廿六日以降、検非違使右衛門尉と見える
（『兵範記』『台記』）。『平治物語絵巻』に信西の首を受け取った検非違
使として「源判官資経」が登場する。³¹先に記した長承三年の惟経男な
ので（『高野御幸記』『群書類従』巻四二二）、前者二人よりも結縁者

としての可能性は低いと考える。

三人目の藤原姓と豊原姓のどちらかが結縁者として可能性が高いと
考えるが、どちらかが誤記で同一人物の可能性も感じ、結縁者を特定
できない。しかし、いずれも右衛門尉であることから、鳥羽院との主
従関係にあると思われる。

■「人記品」内蔵頭忠能

忠能という人物は、同時代に高階姓と藤原姓がいる。

高階忠能・保延五年二月廿三日・久寿二年五月三日に兵部少輔と見
え、その地位を考えれば結縁者ではない。³²

藤原忠能・父経忠は、白河院崩御の際に素服を着た白河院近臣
（『中右記』大治四年七月十五日）、母藤原実子（公実女）は鳥羽院の
乳母である。実子と待賢門院は姉妹のため、忠能（二〇九四—一一五
八）は待賢門院の甥である。片野四郎に指摘されて以来の定説の通り
結縁者と考える。³³忠能は、鳥羽院別当（『長秋記』保延元年五月十八
日）、待賢門院別当（『平安遺文』二二二四）を務めている。忠能の内
蔵頭の時期は、永治元年四月八日に藤原清隆が去った後から、天養元
年正月五日の忠能の従三位叙位までである（『公卿補任』）。

■「譬喩品」待賢門院

待賢門院・藤原璋子（一一〇一—一一四五）は、鳥羽天皇の中宮で、
息子の崇徳天皇が踐祚した翌年・天治元年十一月廿四日に待賢門院の
院号宣旨を受ける。康治元年二月廿六日に出家、久安元年八月廿二日
に崩御する。

■「授記品」待賢門院女房越後殿

出自等、詳細は不明である。

■「化城喩品」待賢門院女房別当殿

大治四年（一一二九）九月廿八日の故白河院のための「結縁経」にも参加している女房と思われ、大治五年十二月廿一日に待賢門院の女房として見える（『長秋記』）。

令子内親王女房の別当（藤原基俊女）と同一人物の可能性が指摘されている。³⁴ 令子内親王と待賢門院の良好な関係から肯定できる可能性はあるが、女別当の兼務例が見当たらず、決定づけられない。私は結縁者とは別人と考えている。

近い時代、別当を称す結縁者とは別人の女房に、寛治三年（一〇八九）九月十五日に伊勢斎宮善子内親王の女別当に任じられた藤原仁子（『朝野群載』巻第四）、賀茂斎院禧子内親王の女別当藤原師通女（『長秋記』長承二年九月五日）、皇后藤原泰子の内侍别当公・国俊女（『長秋記』長承三年三月十九日）、源師子（藤原忠実室）女房で藤原兼長等母の源師俊女・别当君（『台記』久安六年三月八日）、藤原光隆（近衛天皇乳母子）室の别当局（『兵範記』久寿二年九月五日）、皇嘉門院藤原聖子の别当で歌人の村上源氏俊隆女もいる（『尊卑分脈』、『玉葉』養和元年十二月五日）。

■「勸持品」待賢門院女房亮殿

出自等、詳細は不明である。アルトは、鳥羽院の東宮時代の女房で藤原兼子の可能性を指摘しているが、史料がなく決定づけられない。³⁵

■「安樂行品」待賢門院女房中納言殿

藤原定実女で、康治元年二月廿六日に待賢門院と共に出家した女房

二人の内のひとりである（『本朝世紀』）。兄弟定信（一〇八八誕生）の年齢から「六十歳に近い老成した女官」と植村和堂は推察している。³⁶

■「妙音品」待賢門院女房越前殿

出自等、詳細は不明である。

■「勸発品」大皇太后宮^二條大宮也

「二條大宮」は、白河院皇女令子内親王（一〇七八―一一四四）である。嘉承二年（一一〇七）十一月廿九日に鳥羽天皇の准母として皇后になり（『中右記』）、白河院崩御を受けて大治四年七月廿六日に皇后在位のまま出家した（『中右記』、『長秋記』）。長承三年三月十九日に太皇太后になり（『中右記』、『長秋記』）、邸の場所と太皇太后の通称から二條大宮と呼ばれるようになる。

令子内親王は、待賢門院自筆経を故白河院のために供養する待賢門院御所三条殿へ行啓したり（『長秋記』大治五年五月廿五日）、令子内親王に仕えた女房六条が待賢門院に堀河の名で仕えたり、令子内親王と待賢門院は親しい。

■「法師品」大皇太后宮女房大夫殿

天養元年四月廿一日に令子内親王が崩御すると、同年六月二日に、令子内親王の姉妹で同居していた前齋院禎子（禎子）内親王が出家した。その時に、大夫も出家している（『台記』同月四日）。出自は不明である。

足立により指摘されている藤原伊行女は、定信の孫で、建礼門院右京大夫と姉妹であるから、結縁者とは別人である。³⁷

近い時代、他にも大夫を称す女房がいる。待賢門院女房で歌人の大

夫前典侍源頭仲女と（『長秋記』長承二年七月七日・大治五年十二月二日）、近衛天皇に仕えた大夫典侍である（『兵範記』久寿二年八月一日・九月五日）。

■「蔽王品」大皇太后宮女房土左殿

近い時代に土佐を称す女房は多く、鳥羽天皇の内侍（『中右記』永久二年十一月廿日）、待賢門院女房、藤原家成・成親家女房、鳥羽院晩年に寵愛を得て二条天皇の乳母になった源光保女・保子、藤原頼長の伯母であり乳母の藤原盛実女（『台記』康治元年十月二日・久安四年六月廿八日）、藤原忠通室藤原宗子の女房経子（『兵範記』久安五年十月廿六日）、近衛天皇の内侍がいる。

小松とアルトにより頼長乳母と同一人物の可能性が指摘されている。アルトは『台記』天養元年十二月十八日の「亥刻、女房、奉為故前齋宮女養母供養一品経」を引き、「故前齋宮」を令子内親王、「女養母」を乳母の土佐とする。しかし養母と乳母では意味が異なり、『台記』における令子内親王の表記は「大宮」や「太皇太后」のため前齋宮とは別人である。前齋宮が女房（頼長室藤原幸子）の養母であったために、その菩提供養に幸子が一品経を供養している一文であり、頼長乳母ではない。

また、梶谷亮治により待賢門院女房と同一人物の可能性が指摘されている。⁴³ 待賢門院女房を名乗る人物が多いのに、それを名乗らない事は不自然であり、別人と考える。

よって、土佐の出自等、詳細は不明である。

■「宝塔品」左衛門権佐室

小松が指摘するように、⁴⁴ 左衛門権佐は、保延五年正月廿四日に任じられ久安二年十二月廿一日に去っている、藤原親隆である（『公卿補任』。親隆（一〇九九―一六五）は為房男で、鳥羽院の判官代から別当になり、待賢門院判官代も務めている（『長秋記』保延元年五月十八日）。

その親隆室の可能性が考えられるのは、平知信女・藤原為隆女・源頭通女・平時信女の四人である（『尊卑分脈』。親隆子息の誕生時期は、為隆女所生の長男為親が保延年間（一一三五―一一四〇）かそれほど遡らない時期、頭通女所生の二男為綱が永治元年（『兵範記』仁平三年正月十四日）、知信女所生の三男親雅が久安元年である（『弁官補任』（『群書類従』巻四五）。時信女所生は僧侶のため、彼等より後の誕生と思われる。誕生時期の検討からでは頭通女の可能性があるが、『尊卑分脈』に「官女」と書かれており、妾と推察する。それに、長承元年正月十四日にはすでに知信女と結婚しており、⁴⁵ 仁平二年二月十九日に見える「尾州女房」も知信女であることから（『兵範記』）、知信女が親隆の正妻と思われ、結縁者と考える。

■「提婆品」女御殿

女御は、藤原長実女・得子である。保延五年五月十八日に近衛を生むと、同年八月廿七日に正式な女御となる。⁴⁷ 永治元年十二月廿七日に近衛天皇の母后として皇后、久安五年八月三日に美福門院の院号宣旨を受ける。

皇后や美福門院と呼ばれる期間の方が長いにも関わらず、「女御」と書かれていることから、奥書は制作時の情報が強く反映されている

のだろう。

■「涌出品」女御殿女房伯耆殿安房守親口

奥書の尻付は「安房守親」より下が欠損しているが、高柳により「安房守親忠室」と書かれていたものと推察されて定説になっている。⁽⁴⁸⁾

伯耆は得子の乳母だが、出自は不明である。熊谷宣夫により藤原成実女の可能性が指摘されたが、⁽⁴⁹⁾成実女は平信範との間に信清を生んだ高陽院女房であり（『兵範記』仁安二年七月三日、『尊卑分脈』）、別人である。

藤原親忠（一〇九五—一一五三）は、得子の乳母夫であり伯耆の夫である（『台記』久安三年八月十七日、「宇槐記抄」仁平三年六月廿一日）。親忠父については、『尊卑分脈』で親保・親信・親棟と一定しないが、親信・親棟については谷山茂により否定されている。⁽⁵¹⁾同時代の「大治二年正月廿日に民部卿藤原忠教男の山城守親忠も見えるが（『中右記』）、伯耆の夫はこの時卅四歳で、そんな年齢の人物に対して「民部卿子」と記すとは思えない。忠教男は、伯耆の夫とは別人である。親忠は、保延二年十一月四日に安房守に任じられ（『中右記』、康治二年四月三日にも見えるので重任し、久安二年三月十八日以前に摂津守へ遷任している（『本朝世紀』）。

■「随喜功德品」故入道右府之尼姫君

尼姫は、高陽院藤原泰子と考えられていた時期もあるが、⁽⁵³⁾藤原宗忠女とする説が出て定説になっている。⁽⁵⁴⁾宗忠の薨去は、永治元年四月廿日である。

尼姫の兄弟宗能は得子の姉妹（長実女）を妻にしており、高柳・白

畑・小松がその事に注目している。⁽⁵⁵⁾その血縁関係による尼姫参加の可能性があるのか、二人の結婚時期を先に検討する。特筆のない限り以下史料は『中右記』である。

宗能は、康和四年（一一〇二）十月十六日に藤原行実女と結婚したが、離婚か死別。天仁元年（一一〇八）四月八日に結婚した為隆女とは死別したようで、為隆女所生と思われる息子達が相次いで出家している。⁽⁵⁶⁾さらに二人の妻と死別後（大治五年六月十七日、保延二年六月十日）、別の女性と結婚したが、天養元年九月廿二日に妾と共にその妻宅を出ている（『台記』）。宗能と長実女の息子宗家（信能）が保延五年生まれのため（『公卿補任』）、この妻が長実女だろう。『久能寺経』が制作された時には、宗能は長実女と結婚している。よって、宗能妻・長実女との縁による尼姫の参加の可能性は否定できない。

次に、尼姫について検討する。小松は、⁽⁵⁷⁾大治二年十一月十五日の「下官姫令暁参」の姫を宗忠女とするが、五節の舞姫のことであり血縁関係は無い。

宗忠（一〇六二—一一四二）には、正妻藤原行房女（一〇五八—一三六）との間に女子五人（長治元年十一月九日）、中宮篤子内親王女房の但馬（一〇七四—一一〇五）との間に一〜三人の女子がいる（長治二年閏二月十三日・嘉承二年八月廿七日）。

正妻腹の、五女と（大治五年六月廿四日）、既婚の三女と推察する女子が、⁽⁵⁸⁾宗忠より早世している。二女と推察する一条殿に住んでいる女子は、⁽⁵⁹⁾未婚の可能性が高い。

『尊卑分脈』では、宗忠に四人の女子が確認できる。藤原宗輔室は

承德二年十二月廿八日に露頭していることから、正妻腹の長女と推察する。永久二年（一一一四）八月十日に露頭の源憲俊室と、元永元年六月十五日に男子を出産している源顕国室は、その長幼及び母親は特定できない。藤原実能室は、所生の公親に対して長承元年正月二日に頂餅が行われており、四人の中では一番若く、母は但馬の可能性が高い。

後述するように『久能寺経』は永治元年七月頃に供養の可能性が高く、尼姫は宗忠の一周忌を過ぎない中での参加である。未出家の場合、喪中が参加の問題になると考えられるので、結縁者は宗忠薨去の時には出家済みで、離婚もしくは未婚と思われる。一条殿に住む女子か、保安二年に夫に先立たれた顕国室、但馬所生の女子のいずれかが結縁者と考える。

■『無量義経』左大弁實親卿

実親（一〇八七―一一四八）は平時範男である。天治元年十一月廿四日に中宮璋子の待賢門院の院号宣旨に伴い、中宮権大進から判官代になる。⁶⁰

実親が左大弁の期間は、保延元年四月九日から永治元年十二月二日で、翌康治元年正月一日に従三位に叙される。しかし保延二年十一月四日に参議になっており（『公卿補任』）、公卿であることから奥書に「卿」が付されたのだろう。

■「薬王品」左大弁室

左大弁室は、実親の妻である。藤原為隆女と考えられていた時期もあるが、保安元年七月八日に廿七歳で没していることから（『中右

記』）、小松により否定されている⁶²。結縁者はそれ以降に実親と結婚した別の女性で、出自は不明である。

■「不軽品」弁阿闍梨心覚

心覚は、かつては源信綱男の可能性が指摘されたが、高柳により実親男と指摘され定説になっている⁶⁴。心覚は永久五年生まれなので、母親は為隆女と思われる。長承元年二月廿八日、長承三年二月十七日に園城寺僧と見える（『中右記』）。その後、心覚は真言宗に改宗する。保延三年十二月廿九日の太政官牒に真言宗の東寺僧と見え、この時に定額僧を辞退していることから、すでに東寺の《寺分阿闍梨》職を得ていると思われる⁶⁵。

同じ時代、興福寺と比叡山にも、別人の心覚がいる。

■「神力品」左大弁姫君

左大弁姫は実親女で、実親には二人の娘がいる⁷¹。

一人は藤原実衡室となり、出家後に真如房と呼ばれる。実衡の薨去は康治元年二月八日で（『公卿補任』、『台記』九日）、『久能寺経』制作時には結婚していると思われる。実衡室は、永久二年生まれのため（『山槐記』治承四年十一月二日）、母親は為隆女と思われる。

もう一人は藤原俊経室となり、俊経（一一一三―一一九一）二男親経を仁平元年に生んでいる⁷²。親経には異母兄顕行がいるため、俊経室は『久能寺経』が制作された時には未婚の可能性があり、梶谷が指摘するように結縁者と考える⁷³。

■「普門品」法光房弁源

弁源は延暦寺僧である。正月の御齋会に、永治元年、久安元年、久

安三年と参加している²⁴。久安元年には阿闍梨と見えるが永治元年には見えないため、『久能寺経』制作時には阿闍梨になつていないと思われる。長承二年五月十九日、保延元年五月十二日（『中右記』）、久安五年五月十五日（『本朝世紀』）の春季御読経論議にも参加している。弁源の出自は不明である。

以上、同一筆による奥書の結縁者名を検討してきた。人物を特定できた全ての名称・官職が、宗忠が薨去した永治元年四月廿日から、実親が左大弁を去る十二月二日までの期間を含んでいることから、奥書表記の年代は統一されている。よって、奥書には『久能寺経』が制作された時の、より断定すれば供養された日の情報が書かれていると考える。

残り二人、奥書が他とは別人の筆で貼紙の「式部大夫為範」と、奥書ではなく箱に描かれている「一院」についても、その結論が当てはまるのかを検討しておきたい。

■「囑累品」式部大夫為範

「式部大夫」とは、式部丞を経て叙爵・従五位下になった散位の者の呼称である。

近い時代に、藤原為範が二人いる。

北家藤原氏成家男は、馬允から右衛門尉になり、檢非違使に補される²⁵。仁安三年（一一六八）正月六日叙爵のため（『兵範記』）、結縁者ではない。

式家藤原氏邦忠男の母は平時範女で（『尊卑分脈』）、為範は実親の甥にあたる。定説の通り結縁者と考える²⁶。為範は、大治四年正月十四日に白河院蔵人から崇徳天皇の六位蔵人（『中右記』）、大治五年正月廿八日に式部少丞に任じられた（『中右記』、『長秋記』同年九月廿八日）。天承元年（一一三二）正月十九日に五位と見え（『長秋記』）、すでに蔵人と式部少丞を去っている。式部大夫と呼ばれる散位の状態が長く続き²⁷、翌嘉応二年四月七日に辞退している（『兵範記』）。

為範の式部大夫と呼ばれる期間が長く、他軸に奥書きされた期間も含んでいるが、「囑累品」の奥書も『久能寺経』制作時の情報が反映された表記と考える。

■「寿量品」一院

植村によると、「寿量品」には奥書が無く、納めた箱の貼紙に「一院宸筆、妙法蓮華経寿量品一卷」と書かれているという²⁸。箱の写真掲載が無く、他軸の奥書・貼紙と字を比較できない。

「寿量品」の結縁者が「一院鳥羽院」と記された古い史料は、江戸時代初期の史料で、『久能寺経』と共に久能寺に伝えられ、現在は武藤家旧蔵四巻と共にあると思われる「久能寺住物法花廿八品目録」である²⁹。

「一院」という呼称は、二人以上の上皇がいる場合に、最初に上皇となった人に対して使われることが多い。しかし、『久能寺経』が供養された永治元年四月廿日〜十二月二日上皇は鳥羽院だけであり、制作時の情報ではない。箱の文字が奥書と同じ時期に書かれたならば、

いつか。結縁者として「一院」の可能性があるのは、鳥羽院と後白河院のみである。後白河院は永治元年には十五歳で、独自に写経費用を負担できると思えない。散逸経緯等から、「寿量品」が補写とは思えないので、「久能寺住物法花廿八品目録」の「一院鳥羽院」を信じよう。

奥書は上皇として鳥羽院と崇徳院の二人がいる期間、永治元年十二月七日（保元元年（一一五六）七月七日）に書かれ、「寿量品」の箱には奥書が書かれた時の情報が書かれているのだろう。通憲の所で久安四年以降と検討した事とも矛盾しない。

『久能寺経』の結縁者達は、鳥羽院や待賢門院、実親の血縁者や、鳥羽院・待賢門院等と主従関係にある者が多く確認できた。それにより、『久能寺経』は「結縁経」としての四つの条件の内三つをクリアでき、「結縁経」の可能性は高い。

三 『久能寺経』の被供養者・発願者の検討

『久能寺経』が「結縁経」ならば、誰を被供養者としたのだろうか。結縁者最高位は鳥羽院である。被供養者の従者とは考えられないから、血縁者だろう。そう考えると、『久能寺経』に参加している鳥羽院、待賢門院、令子内親王が、大治四年九月廿八日供養の故白河院のための「結縁経」にも参加していることが気を引く（『長秋記』）。その際に金泥が止められている事も（『長秋記』同年八月廿八日）、紺紙金泥が無い『久能寺経』への影響が推察される。永治元年は、故白河

院の十三年御忌の年に当たり、その菩提供養に『久能寺経』が企画されたと私は考える⁸⁰。だから結縁者として、皇后藤原泰子（高陽院）やその女房達が参加していないのである。泰子は鳥羽天皇への入内を白河院に阻まれ、その際に父忠実が失脚に追い込まれている。逆に、結縁者として参加している人物は白河院に恩を感じている人物だったと思われる、参加の縁がはっきりしない尼姫（宗忠女）や左衛門権佐室（知信女）については、白河院女房をしていたことからの参加の可能性が出てくる。

被供養者が故白河院とすると、その供養を発願したのは誰だろうか。結縁者最高位の鳥羽院と仮定すると、結縁者に公卿や殿上人が少ないので、発願者ではないだろう。

女房の参加が多い待賢門院はどうだろうか。結縁者の女御得子は、永治元年当時、待賢門院と良好な関係ではない。得子の父長実は、白河院崩御の際に素服を着ており（『中右記』大治四年七月十五日）、白河院の恩恵を受けたことから、その一族として得子が「結縁経」（『久能寺経』）に参加したと思われるが、待賢門院発願の場合、参加したかは疑問である。

「結縁経」の制作期間は約一か月である。しかし、女性が発願者の場合、自筆に時間がかかり、書写途中になることもあった（『玉葉』寿永元年正月十二日）。待賢門院も自筆写経を行うことはあるが（『中右記』『長秋記』大治五年五月廿五日・長承二年六月十一日）、『久能寺経』「譬喩品」の経文は筆の走りが早く⁸¹、藤原定信筆というのが定説である⁸²。永治元年当時、待賢門院の体調はいいとは言えず、康治元

年の出家にも繋がる。

これらのことから、『久能寺経』は、待賢門院発願の可能性は低いと考える。

私は、開経『無量義経』結縁者の実親と考える⁸⁵。結縁者に、実親の血縁者が四人もいて、実親より高位の臣下が参加していないこともある。実親は、待賢門院近臣だが、鳥羽院の信任も得ていたと思われ、翌康治元年には従三位になる。実親が、鳥羽院及び待賢門院等、故白河院に縁のある人物をこの「結縁経」に誘ったのだろう。

おわりに

『久能寺経』奥書の人物名の検討により、『久能寺経』は、永治元年四月廿日〜十二月二日の間に供養され、故白河院十三年御忌のために制作された「結縁経」である。そのため、故白河院忌日の七月七日頃に供養された可能性が高い。奥書が記されたのは、鳥羽院と崇徳院が上皇としている期間で、かつ、「信西」の名が朝廷社会に浸透する、久安四年〜保元元年七月七日の間だろう。

本論において『久能寺経』の制作年・制作動機が明らかになったが、まだ問題が残っている。西行や俊成の和歌から、彼らが制作に関わったとする説である。

康治元年の待賢門院出家逆修の際の「結縁経」とする説は否定したので、その説を前提とする西行が制作に関わったとする説は全て否定できる。

しかし、俊成の「葉草喩品」を歌題とした和歌「春雨は このもか

のもの 草も木も わかず縁に 染るなりけり」⁸⁶が、『久能寺経』の「葉草喩品」見返し絵に見事に反映されていることを考えると、康治頃とする説を一蹴することはできない。その和歌の詞書に「康治の比ほひ、待賢門院の中納言の君、法花経廿八品歌結縁のため人々に詠ますとて、題を送て侍しかば、詠みて送りし歌」とあるからである。

歌絵とは人物を主とする絵で、①すでにある和歌を絵にして元の和歌を判じさせようとするもの、または、②絵に謎を持たせて絵様をつくり新しく歌を詠ませるものである⁸⁷。

「葉草喩品」見返し絵と俊成和歌の関係については、俊成の和歌が見返し絵に反映された、つまり歌絵の①と考えるのではなく、歌絵の②、見返し絵を見て俊成が和歌を詠んだと考えれば、問題は氷解する。待賢門院の御所で『法華経』を歌題とする和歌会が康治頃に行われ、できあがった『久能寺経』をもとに詠んだ歌を俊成が提出したのだろう。俊成と『久能寺経』の制作は切り離すべきである。

〔注〕

- (1) 以下、経名・品名は略称を用いる。
- (2) 本論では制作時について扱うので、国宝十九軸の内、鎌倉時代の補配本「勸養品」「陀羅尼品」（『社寺調査報告』二二 京都国立博物館二〇〇一年）を除いて論を進める。
- (3) 近年の展示図録（『久能寺経と古経楼』五島美術館 一九九一年、『まぼろしの久能寺経に出会う 平安古経展』奈良国立博物館 二〇一五年）で「個人蔵」表記のため、本論では「武藤家旧蔵」と表記する。
- (4) 植村和堂「久能寺経について」（『平安（四）』日本書道大系五 講談

社 一九七三年)で「某家」表記のため、本論では「三井家旧蔵」と表記する。

- (5) 『久能寺経』として重要文化財に指定されている五島美術館蔵の「序品」「法師功德品」は、久能寺からの散逸が確かな八軸と異なり、『久能寺経』と通称する前提である久能寺が所蔵していたことを史料で確認できないため、本論では『久能寺経』としては扱わない。

- (6) 植村和堂『久能寺経の寿量品について』、『清和』第二二七号 清和書道会 一九七一年。

- (7) 『久能寺蔵妙典攷證』新宮文庫(水野忠史) 一八五八年(古筆学研究所『古筆と写経』古筆学叢林第二巻 八木書店 一九八九年)、『古寫法華經模本』一八五八年(慶應義塾大学図書館蔵 請求記号215@1540@1)。

- (8) 和田英松の論文掲載は不明。辻善之助「信仰と趣味」(『國華』第二九編第二冊(第三三九号) 國華社 一九一八年)、白畑よし「久能寺経」(京都国立博物館『三十六人家集と久能寺経』便利堂 一九五三年)による。但し同説を、足立敏太郎「久能寺の研究」(『静岡県史蹟名勝天然記念物調査報告』第七集 静岡県 一九三一年)は「東京帝国大学文学部史料編纂所の研究」とする。史料編纂所は昭和四年(一九二九)に史料編纂掛から名称変更しており、史料編纂掛『久能寺経解題附奥書目録』(東京大学史料編纂所蔵『久能寺経解題』昭和初頃(明治末〜大正前期の可能性) 請求記号411712)及び、東京帝国大学史料編纂掛『待賢門院御筆法華経』(『古文书時代鑑解説』上 一九二五年)が和田の研究と推察する。

- (9) 小松茂美「待賢門院と久能寺経―久能寺経の成立をさぐる―」古筆学研究所『古筆と写経』古筆学叢林第二巻 八木書店 一九八九年。但し、康治の可能性は、白畑よし「法華経歌絵に就いて」(東京美術研究所『美術史学』八八号 岩波書店 一九四四年)がすでに指摘している。

- (10) 山口希世美「平安時代の「結縁経」―『久能寺経』の制作動機研究の前提として―」『日本歴史』(予定)。

- (11) 『後二条師通記』寛治六年十月廿九日。『中右記』嘉保二年十一月十七日、永長元年三月十八日、承德元年九月五日、承德二年九月八日、

- 康和四年二月十九日、長治二年三月卅日・九月十五日、嘉承元年三月十日・四月十七日、嘉承二年七月十日・十四日・八月十三日・九月廿三日、保延元年五月五日。『殿曆』康和三年七月廿三日、康和五年二月十三日、嘉承二年二月十三日・七月十四日・八月十三日・九月廿三日、天仁二年二月十三日、天永二年十一月十九日、天永三年二月十三日・七月十九日・八月三日、永久元年六月廿九日・九月廿日、永久二年三月廿二日・十月三日、永久三年二月十三日、永久五年二月十三日、元永元年七月廿六日。『永昌記』嘉承二年四月十一日。『長秋記』保延元年五月五日。『兵範記』久安五年十月八日・十月十四日・十一月八日・十一月十四日・十一月廿五日、仁平二年二月十八日・十九日・十二月八日、仁平三年二月十九日・十二月八日、久寿二年八月十五日・十一月十五日・十二月十五日、保元元年正月廿四日・五月十五日・六月十五日、仁安元年九月一日・九月七日・九月十五日。『玉葉』寿永元年正月十七日。『百鍊抄』文治元年三月廿六日。『吉記』文治元年五月廿九日。『山槐記』文治元年八月廿三日。『永昌記』嘉承二年四月十一日「塔形一日法華経」は例外で、一字宝塔になるよう摺られた料紙と推察する。

- (12) 『中右記』嘉承二年八月二日・九月一日。『長秋記』大治四年八月十一日・九月廿八日。『玉葉』養和元年正月廿九日・二月十二日。『明月記』建久三年三月廿日・四月八日。

- (14) 『小右記』治安元年九月十日。『中右記』大治四年九月廿八日。『兵範記』久安五年十月十三日。『玉葉』寿永元年正月十二日。

- (15) 『社寺調査報告』(前注2)。

- (16) 静岡市美術館で二〇一四年十月四日〜十一月廿四日に開催された『国宝・久能山東照宮展「家康と静岡ゆかりの国宝」にて実見。

- (17) 『重憲記』天養元年四月十九日(大和文華館蔵・函号1-14477(国文学研究資料館データベース・マイクロ請求記号2571377713))。

- (18) 詳しくは別稿を準備している。
- (19) 『中右記』長承二年二月九日。「鳥羽院庁下文」保延四年五月廿日（『平安遺文』五〇〇一）。
- (20) 『永昌記』天治元年六月三日。「院号二」『記録部類』（国立公文書館蔵・請求番号14410479・巻二〇、宮内庁書陵部蔵・函架番号2551144・巻七二）。「長秋記」保延元年三月廿七日。
- (21) 『久能寺蔵妙典攷證』『古寫法華經模本』（前注7）。
- (22) 史料編纂掛『久能寺経解題附奥書目録』（前注8）。
- (23) 『尊卑分脈』。「中右記」では藤原姓となっているが誤記である。
- (24) 史料編纂掛『久能寺経解題附奥書目録』（前注8）。
- (25) 足立歙太郎「久能寺の研究」（前注8）、ヘレーネ・アルト「久能寺経」『王朝美術における結縁裝飾法華経』山川出版社 二〇一〇年。
- (26) 高柳光寿「久能寺経成立の事情と年代」名筆鑑賞会『久能寺経』一九五一年。
- (27) 小松茂美「久能寺経成立の背景（上）」『書品』第四二号 東洋書道協会 一九五三年。
- (28) 高柳光寿「久能寺経成立の事情と年代」（注26）、白畑よし「久能寺経」（前注8）、春名好重「久能寺経」『古筆大辞典』一九七九年 淡交社。
- (29) 足立歙太郎「久能寺の研究」（前注8）。
- (30) 高柳光寿「久能寺経成立の事情と年代」（前注26）。
- (31) 『平治物語（絵巻）』第二軸 信西巻 国立国会図書館蔵・請求記号WA31-4。
- (32) 『台記列見記』（『古記録集』冷泉家時雨亭叢書第六一卷 朝日新聞社 一九九九年）、『台記』。
- (33) 片野四郎「駿河国久能寺に伝来せる妙法蓮華経等の経巻に就て」中川忠順・溝口禎次郎・大村西崖『青邱遺稿』健堂 一九〇九年。
- (34) 古代学協会・古代学研究所「主要官女表」（『日本古代後宮表』の内）『平安時代史事典 資料・索引編』角川書店 一九九四年。
- (35) ヘレーネ・アルト「久能寺経」（前注25）、『為房卿記』康和五年八月十七日（東京大学史料編纂所蔵・請求番号207314）。
- (36) 植村和堂「久能寺経について」（前注4）。
- (37) 足立歙太郎「久能寺の研究」（前注8）。
- (38) 顕証本『仁和寺諸院家記』（『仁和寺史料 寺誌編一』奈良国立文化財研究所史料第三冊 一九六四年 吉川弘文館）、『長秋記』保延元年五月十七日。
- (39) 『右衛門督家歌合』久安五年六月廿八日（『群書類従』卷一八四）、『兵範記』保元元年四月廿二日。
- (40) 『台記』仁平元年正月廿三日、『尊卑分脈』、『東宮冠礼部類記』（『統群書類従』卷二九三）・『兵範記』久寿二年十二月九日、「すべらぎの下」『今鏡』第三。
- (41) 『兵範記』久寿二年七月廿四日・八月一日・九月五日、「すべらぎの下」『今鏡』第三。
- (42) 小松茂美「久能寺経成立の背景」（前注27）、ヘレーネ・アルト「久能寺経」（前注25）。
- (43) 梶谷亮治「久能寺経について—個人蔵本を中心に—」『平安古経展』（前注3）。
- (44) 小松茂美「久能寺経成立の背景」（前注27）。
- (45) 『長秋記』長承三年八月廿七日、『仁平御賀記』仁平二年三月七日（『統群書類従』卷一〇〇〇）。
- (46) 『平知信記』（藤田経世「平記抄（五）」『校刊美術史料統篇』第一卷 一九八五年）。
- (47) 東京帝国大学文学部史料編纂掛『史料綜覧』朝陽会 一九二六年。
- (48) 高柳光寿「久能寺経成立の事情と年代」（前注26）。
- (49) 『字槐記抄』仁平三年六月廿一日、『山槐記』仁安二年三月廿四日・四月二日・治承三年十一月廿六日。
- (50) 熊谷宣夫「武藤氏蔵法華経解」帝国美術院附属美術研究所『美術研究』第二八号 岩波書店 一九三四年。
- (51) 谷山茂「親忠家と俊成」『人文研究』卷十二第六号 大阪市立大学大学院文学研究科 一九六一年。

- (52) 『諸院宮御移徙部類記』上(宮内庁書陵部)『仙洞御移徙部類記』下
図書寮叢刊 明治書院 一九九一年)。
- (53) 『久能寺藏妙典攷證』『古寫法華經模本』(前注7)。
- (54) 初出不明。平田久『大師会図録 第十六回』一九二二年、史料編纂掛
『久能寺経解題附奥書目録』(前注8)、中川忠順『久能寺経法華經葉
草驗品』(「解説其二」の内) 和田幹男『古写経大観』精芸出版合資会
社 一九二〇年、ほか。
- (55) 高柳光寿「久能寺経成立の事情と年代」(前注26)、白畑よし「久能
寺経」(前注8)、小松茂美「久能寺経成立の背景」(前注27)。
- (56) 長男は大治元年十一月九日に出家(「中右記目録」)。三男は大治二年
七月二日に奈良へ下向。四男宗親は天治元年(一二二四)十二月十
二日に平等院僧正房に入り、大治三年八月廿八日に園城寺に入る
(「中右記目録」)。
- (57) 小松茂美「久能寺経成立の背景」(前注27)。
- (58) 保延元年十月廿日、保延二年七月廿六日・八月四日・十一日。
(59) 承徳元年十二月廿四日、保安元年七月廿五日、長承三年二月六日。
(60) 『院号二』『記録部類』(前注20)。
- (61) 『久能寺藏妙典攷證』『古寫法華經模本』(前注7)。
- (62) 小松茂美「久能寺経成立の背景」(前注27)。
- (63) 『久能寺藏妙典攷證』『古寫法華經模本』(前注7)。
- (64) 高柳光寿「久能寺経成立の事情と年代」(注26)。
- (65) 真鍋俊照「心覚と別尊雜記について」『仏教芸術』七〇号 毎日新聞
社 一九六九年。
- (66) 『平知信記』(前注46)。
- (67) 高橋正彦「天理図書館所蔵 太政官牒について」『天理図書館報』ビ
ブリア 第八八号 一九八七年。
- (68) 真木隆行「永久元年の真言宗阿闍梨と東寺定額僧」東寺文書研究会
『東寺文書と中世の諸相』思文閣出版 二〇一一年。
- (69) 「春日詣記」『台記』仁平元年七月十八日、『東大寺統要録 供養篇』
建久六年三月十二日(『統々群書類従』)。出自不明。
- (70) 宇多源氏信綱男の歌人(「尊卑分脈」)。
- (71) 吉田靖雄「大原三千院本堂の建立者真如房の研究」『大阪教育大学紀
要 第二部門 社会科学・生活科学』三三巻一号 大阪教育大学
一九八四年、『久安四年記』(「歴代殘闕日記」第八冊 臨川書店 一
九八九年、『相親卿送葬記』(「統群書類従」卷九九三))。
- (72) 『弁官補任』(「群書類従」卷四五)、『公卿補任』、『尊卑分脈』。
- (73) 梶谷亮治「久能寺経について」(前注43)。
- (74) 『保延七年真言院後七日御修法請僧交名』紙背・「天養二年真言院後
七日御修法請僧交名」紙背・「久安三年真言院後七日御修法請僧交
名」紙背(「真言院後七日御修法請僧交名」『百合文書』函番号・ふ
函/2/29、33、35)。
- (75) 『兵範記』仁平三年三月一日・十二月廿八日、保元二年十月廿九日。
『山槐記』仁安二年二月十四日。『兵範記』仁安二年正月卅日(京都
大学附属図書館蔵・請求記号3/7/10)。
- (76) 初出不明。史料編纂掛『久能寺経解題附奥書目録』(前注8)、足立
鉄太郎「久能寺の研究」(前注8)、ほか。
- (77) 『長秋記』保延元年四月十八日。『台記』保延二年十二月十三日。『本
朝世紀』久安五年十二月廿五日。『春日詣記』『台記』仁平三年十一
月廿七日。『兵範記』仁安三年六月四日。『山槐記』応保元年七月廿
五日、長寛二年六月廿九日。
- (78) 植村和堂「久能寺経の寿量品について」(前注6)。
- (79) 「久能寺住物法花廿八品目録」東京大学史料編纂所蔵『朝吹文書』請
求記号3071・36-87。年代特定は、小松茂美「久能寺経成立の背
景」(前注27)。
- (80) 故白河院菩提提供養とする先行研究・福井利吉郎「五 絵巻物研究資
料としての院政時代略年表」(「絵巻物概説」)『福井利吉郎美術史論
集 中』中央公論美術出版 一九九九年(初出・一九三二・一九三
三年 岩波書店)、小松茂美「久能寺経成立の背景」(前注27)。但し
後に「待賢門院と久能寺経」(前注9)で待賢門院逆修説に変える)。
- (81) 東京国立博物館で二〇一六年八月廿三日〜九月十九日に展示された

- 際に見。 際に見。
- (82) 初出不明。田中親美（記・高柳光寿）「久能寺経秘話」名筆鑑賞会『久能寺経』一九五一年、白畑よし「久能寺経」（前注8）、春名好重「久能寺経」（前注28）、ほか。
- (83) 実親発願とする先行研究・マイケル・ジャメンツ（訳・米倉迪夫）「信西一門の真俗ネットワークと院政期絵画制作」『鹿園雑集 奈良国立博物館研究紀要』十号 奈良国立博物館 二〇〇八年、五味文彦「久能寺経」と『平家納経』（藤原顕長 家の形成に心血を注いで）の内『人物史の手法 歴史の見え方が変わる』左右社 二〇一四年。
- (84) 山口希世美「平安時代の「結縁経」」（前注10）。
- (85) 『長秋詠藻』（川村晃生・久保田敦『長秋詠藻・俊忠集』和歌文学体系二二 明治書院 一九九八年）。
- (86) 白畑よし「法華経歌絵に就いて」東京美術研究所『美術史学』八八号 岩波書店 一九四四年、ヘレーネ・アルト「久能寺経」（前注25）。
- (87) 白畑よし「歌絵と蘆手」『美術研究』第一二五号 一九四二年。

（やまぐちきよみ 文学研究科歴史学専攻博士後期課程）

（指導教員・今堀 太逸 教授）

二〇一七年九月四日受理